

令和2年度山形県環境審議会第2回自然環境部会 議事録

1 日時 令和2年12月24日(木) 13時半～16時

2 場所 自治会館401会議室

3 出席者等(敬称略)

(1) 出席委員及び特別委員

(委員) 幸丸政明、梅川信治、江成はるか、梶本卓也、佐藤景一郎、鳥羽妙、野堀嘉裕、三浦秀一、池田香、横山潤

(特別委員) 東北農政局農村振興部長 原川忠典【代理：農村環境課課長補佐 畠中昭二】

東北森林管理局長 柳田真一郎【代理：山形森林管理署長 中野亨】

経済産業省東北経済産業局長 渡邊政嘉【代理：環境・リサイクル課長 田中 祐正】

東北地方整備局長 梅野修一【代理：企画部 環境調整官 佐野智樹】

東北地方環境事務所長 中山隆治

(2) 事務局

山形県環境エネルギー部 みどり自然課長 石山 清和

課長補佐 加藤 雄祐

課長補佐(自然環境担当) 五十嵐新也

自然環境専門員 吉田 桂司

主任主事 白田 勇一

主事 石栗 拓

事務員 藤原真由美

4 議 事

(1) 開 会

(2) 課長挨拶

石山みどり自然課長より、部会開催に当たって挨拶がなされた。

(3) 部会の成立

委員総数17名のうち15名が出席しており、山形県環境審議会条例第6条第7項で準用する第4条第3項の規定により、定足数に達していることが報告された。

(4) 議事録署名委員選出

議長により、議事録署名委員に野堀委員と三浦委員が指名された。

(5) 審議事項1 生物多様性戦略の素案について

事務局： 山形県環境審議会条例に基づき、部会の会の議長は部会長が務めることになっているため、これからの進行は部会長にお願いする。

幸丸部会長： 議論に入る前に、本日の議事録署名員を野堀委員と三浦委員にお願いする。

それでは次第の3審議事項の(1)生物多様性戦略の素案について、事務局から説明をお願いしたい。

(事務局より説明)

幸丸部会長： ご質問等いかがか。

池田委員： 生物多様性の保全に関する課題が出ているが、今年度、自分が住んでいる酒田市の八幡地域でもクマが多く出没し十数頭駆除した。危険だということで、ワナを仕掛けて駆除を行ったようだが、クマについては地域にどのくらい生息しており、今年度どのくらい捕獲してよいかということ踏まえたうえで駆除しているのか。今年のように偶然に多く出没したというだけで大量に捕獲し過ぎてしまえば、クマも絶滅危惧種になってしまう懸念があるのではないかと。山形県として、どの地域にどのくらい生息しているかということ把握しているのか。

事務局： ツキノワグマについては、ツキノワグマ管理計画に基づき、生息数を推定しつつ毎年度の捕獲数目安を設定し、適正な生息数となるよう管理を進めている。

池田委員： 了解した。

幸丸部会長： 本来、それぞれの生物の生息状況を把握したうえで計画を立てるべきだろうが、現在のところツキノワグマについては、増えてきたので場当たりの対応になっているように思う。山形県は以前からツキノワグマの春季捕獲の際の目視調査で判断しており、それも一つの方法だとは思いますが、ツキノワグマが絶滅した地域もあるので、より科学的で的確な管理をお願いしたい。

野堀委員： 日本山岳会の会員として、山岳資源が重要に謳われていることを嬉しく思う。山形の大きな特長なので、切実にアピールしていただきたい。

ふたつ意見があり、ひとつは資料1-1「施策の展開方向」、ピンクで示されている【チャレンジ1】が、【チャレンジ2】～【チャレンジ6】を総括するように記載されている。【チャレンジ3】に6点記載されている項目は、優先順位ではなくロジカルな順に記載されているのだと思う。その意味では、一番下の項目「自然環境や景観、地域の歴史・文化等との調和を図った再エネの導入促進」が一番上に記載すべきロジックではないか。その次に「柵やまがた新電力のノウハウを活用した地元密着型の地域新電力会社の創出」、3番目に「漁業や地域と協調した洋上風力発電など大規模事業の県内展開の促進」を記載すればロジックとしては妥当だろうと考える。これは特に優先順位で記載しているわけではないと思うので、その点が気になる。

もう1点は資料1-3について全般的なことになるが、特に6ページの下（環境資産の活用・継承に関する課題）に「山、滝、巨木、湧水など本県ならではの自然環境」と記載されているが、「海」という用語が一言も入っていないことが非常に気になる。海も立派な環境資源であり、景観条例においても残したい景観に含まれている。個人的には「海、山、滝、巨木、湧水」の順になるのが妥当だと思う。

梶本委員： 確認になるが、資料1-3の6ページに（自然環境との共生に関する課題）の中に、施設がオーバーユースになっているという記載がある一方、PRを行って登山者を増やそうとも記載されている。オーバーユースと聞くと、かなりの人数が入山し、いっぱいになっているところへさらに人を呼ぶのかと受け取られてしまう。県内の登山者が多く、県外の登山者は少ない現状を打開するために県外者を呼ぶのだということにすればよいのではないかと。

事務局： オーバーユースという表現は特定の地域のみを指している。昨年、大江町に「古寺

案内センター」という施設が整備されたことに伴い、200台クラスの駐車場も整備し、そこから大朝日岳を目指すルートが一極集中の状況になっている。一方、朝日岳の南側からブナ林に入り森林限界を越えて大朝日岳を目指すルートは10時間以上かかり、使用する人もあまりいない。南側には、県の避難小屋がないことから、一極集中を分散させるため、整備を図っていきたいと考えており、このような記載になっている。

梶本委員： 状況は理解した。今後の計画として、特定の地域がオーバーユースになっているので分散化していくということであれば、新規に登山道や避難小屋の整備に取り組むということについても触れたほうがよいのではないかと。

江成委員： 3ページの哺乳類の扱いについて、イノシシやシカについての記載が農林被害に係るものに限られている。これらが被害を発生させる動物である一方、生物多様性を構成するピースのひとつでもあると考える。これらの動物すべてが被害の原因になるということではなく、バランスのいい管理をすることが必要であるという文言を加えていただきたい。

幸丸部会長： 基本的に生物というものは、全て、適正な分布と生息密度があればよいはずだ。江成委員の方で、このように記載すればよいという意見があれば事務局へ提案してもらいたい。

江成委員： 10年間の計画の中で、山形県にシカが大量に流入してくる時期がいつかやってくると思うので、シカの対策についても記載しておくべきではないかと。

幸丸部会長： 先を読んだ合理的な対策が必要になってくるだろう。

横山委員： 【チャレンジ3】「自然環境や景観、地域の歴史・文化等との調和を図った再エネの導入促進」というものが、本当に実現可能かどうか検討する必要があるのではないかと。

資料1-3の8ページ(自然環境との共生)の中に、「環境影響評価の手続きを円滑に進め」という記載があるが、現行で環境影響評価手続きは円滑に進んでいると考えている。「円滑に進むこと」を目標にすることにあまり意味がないので、「厳格に進める」等、もっと実効性のある書きぶりにしてはどうか。

三浦委員： 今回、生物多様性戦略の素案ということで、資料1-3は生物多様性の説明から始まっているが、2ページの【数値目標】に森づくりや狩猟免許等の指標はあっても、生物多様性そのものの指標が含まれていない。資料1-1についても、左上「本県の現状(前計画目標の達成状況)」には代表指標としての「山岳観光者数」に「さらなる誘客が必要」との記載があったり、あまり生物多様性戦略とは思えない指標だと感じる。観光振興計画になってしまっているのではないかと。そういう意味で百名山ブームということだったが、「山と触れる」ということが生物多様性とどう関わっていくのか書きぶりが足りないのではないかと。

先ほど野堀委員からも【チャレンジ3】で「自然環境や景観、地域の歴史・文化等との調和を図った再エネの導入促進」を一番頭に持ってくるべきではないかと指摘があった。現状一番目となっている「漁業や地域と協調した洋上風力発電など大規模事業の県内展開の促進」について、自分も参加しているエネルギー戦略の会議でも複数の委員からこれが一番ではないだろうという意見が出ている。まずこの順番を見直

してもらいたい。

中山委員： この環境計画の中に【チャレンジ5】という形で生物多様性地域戦略が入る構成になっていると理解している。自分の場合、生物多様性国家戦略は基本的に生物多様性保全の観点から、国の施策全体をどのように見ていくかということが主眼になっており、縦割りではなく、本来縦割りを排するためのものである。この環境計画の中に、生物多様性地域戦略が入るとすれば、先ほどから指摘されている【チャレンジ2】の気候変動への対応、【チャレンジ3】の再生可能エネルギーの自然環境への配慮、【チャレンジ4】の海岸漂着物、【チャレンジ6】の大気・水環境の保全も全て生物多様性に関わっている。それを簡略化するためだと思うが、わざわざここへ入れることによって、本来持っている生物多様性保全という地域戦略が持っている横串機能が失われてしまう懸念があるのではないか。今までたくさん指摘があったように、【チャレンジ5】からはみ出すようなことを記載していかなければ、生物多様性地域戦略としての機能がなくなってしまうことになりかねない。再掲でも構わないので、再エネ導入にあたっての自然環境への配慮や、海岸漂着物による生物への影響、適応策における生物多様性への影響等を盛り込まなければ、地域戦略として役に立たないのではないか。

【チャレンジ1】が全体としてあり、【チャレンジ2】～【チャレンジ6】を横串で刺しているものと思う。環境省の施策としては、地域循環共生圏を打ち出しており、脱炭素社会の実現、循環型経済の実現、自然再生と自然との共生を基調とする分散型社会の実現の3つを柱としながら、これらを縦割りではなく、統合的に実現することとしている。そうすると、【チャレンジ1】のみで統合的な実現が可能なのか、若干疑問を持っている。先ほどと同様に、生物多様性や自然保護の観点からの横串機能をしっかり持たせることが必要なのではないか。同時に、例えば気候変動の対策として木質バイオマスを多用することによって、荒れた森林の機能を回復していく等の分野がまたがる施策が非常に大切なので、そのことを意識して書いていくべきである。

山岳について、利用の話が前面に出ているが、あくまでもまず保全があり、それを利用していくということが自然公園の基本原則なので、その点を確認しながら進めてもらいたい。

現在、気候変動と生物多様性の分野と防災の関わりがトレンドになっている。生態系サービスの中に防災機能があり、それをグリーンインフラとして活用していくということについて記載していくことを検討して欲しい。

幸丸部会長： 「～します」という書きぶりがあるが、実現するための財政的な基盤についてはどの程度考えているのか。計画に記載することにより、政策の財源獲得に繋がるのか。

事務局： 非常に難しい計画づくりで、環境計画の中で生物多様性の記載をどう位置付けるかという悩みも多いなか、ここまでコンパクトに仕上げたつもりでいたが、指摘のあったとおり横串的な機能の部分が不足していた。【チャレンジ5】がみどり自然課として分担している部分なので、他の部分と調整を図りながら今後見直す必要がある。

また、山形県の総合発展計画があり、その中での位置付けが大きくこの環境計画に

も影響している傾向があることは否めない。財政面では、エネルギー施策が山形県の大きな取り組みの目標に挙がっているため、「再生可能エネルギーの導入拡大」という目標が最初に記載されており、財政的にも優先順位が高くなっていくだろう。

自然環境分野では、「有害鳥獣対策」に力を入れざるを得ない部分になっている。

今後、再生可能エネルギー導入にあたり、アセスメントの件数も増えてくることが予想される。横山委員の指摘どおり「円滑に進める」という表現ではなく、厳格に進めなければならないと考えるので、その部分に人的・時間的投資が必要になってくるだろう。

幸丸部会長： それぞれの部局でこのような戦略を立てるのであれば、ある程度財政に裏打ちされた政策の展開が必要なので、うまく獲得できるよう計画を活用すればよいだろう。

生物多様性に関しても、県民の意識を高めるということについて、山形県が他の県とどう違うのかという比較をもって本県の特徴を示すというのが有効ではないか。最後に【コラム】があるが、このような形式でいくつか本県の特徴を掲載することも想定されると思うがどうか。

事務局： 自然環境分野では百名山にしたいと考えている。環境の活用・継承として取り組む目玉ということで掲載している。

幸丸部会長： 以前の戦略では、最上川にスポットをあてていた。本県の特徴として、今回もそのように入れてもよいのではないか。

三浦委員： そもそも生物多様性ということは、自分にとっても一般の人にとっても非常にわかりにくい概念だと思う。この中にも出てくる「生物多様性の理解」について、具体的にどのような内容としていくのか聞きたい。例えば、とにかく百名山に力を入れているようなので、百名山にもう少し生物多様性を含めた情報紹介としてはどうか。単なる登山ガイドではない情報発信をするように検討してはどうか。環境情報総合ポータルサイトを用意するのであれば、そこに盛り込んでもよいだろう。生物多様性をもっと身近なものにするための、一般の人が理解できるような情報が必要だと思う。

鳥羽委員： 狩猟免許者数や山岳観光者数等、数値目標が提示されているが、資料を読み解いていかなければわからない指標になっているので、もう少し工夫できるのではないか。

資料1-1の骨子(案)のタイトルに「ゼロカーボンへのチャレンジ」とあるが、ゼロカーボンとは限らない施策も多く含まれているので、このように大きく記載されていると違和感を覚える。また、「チャレンジ」という言葉を多用し過ぎている感もあるので、もう少しピンポイントに使ったほうが効果的ではないか。

梶本委員： 資料1-3の6ページ(自然環境との共生に関する課題)に「管理放棄された荒廃のおそれのある森林が数多く存在」と記載されているが、「荒廃のおそれがある」という表現では曖昧でよくわからない。現在主伐が進み、山形でも再造林が行われている一方、間伐がされていないところもあると思うが、「数多く存在する」という表現だと目を引くので、もう少し現状にあった表現にしてはどうか。

事務局： これからも荒廃森林には手をつけていかなければいけない状況で、引き続きみどり環境税を供出し、森林整備に力を入れていく必要がある。県民参加の森づくり活動と

いうことで、みどり環境税として税金を納めている意識についてのアンケート調査を見ると、全体の3割程度にしか知られていないので、みどり環境税そのものの存在を知ってもらう取組みも進めなければいけない。そのためのソフト事業として、木育や、みどり環境税を活用して整備した森林を地元の人たちが維持管理する際の支援等を進めていく。

梶本委員： 「管理放棄」というと、九州や西日本で山を持っている地主が伐採後に全く木を植えない、と問題になったことをイメージしてしまう。山形県では民有林とはいえ私有林も含め、そこまでではないと思うので、もう少し現実に合った表現にしてはどうか。

幸丸部会長： 他に質問等なければ、次の審議事項に進ませていただく。

(6) 審議事項2 第2期山形県イノシシ管理計画の素案について

(事務局より説明)

野堀委員： 6ページの(2)のイで「特にブナ天然林の面積が日本一の本県は、豊かな森林生態系を有しており、イノシシが生息し、繁殖するのに適した環境であると考えられる」との記載があるが、4ページにある地図を見ると、現在捕獲されている場所はミズナラ林や里山林のようなので、事実と異なるのではないか。広葉樹の天然林があるところにイノシシが多く出没する、という論理が正しいのかどうか知りたい。

6ページの(資料5)にある「無流木地」は「無立木地」が正しい。

概要版の「(4)効果的な被害防止対策の実施」及び【素案】の10ページの「(1)効果的な被害対策の実施」の「住民主体の集落単位による」という記載について、これは『自分たちでやれ』と聞こえないこともないので、県なりが主体となって協調しながら対策を行う、という表現の方が妥当ではないか。

12ページ「(3)生息環境管理」で突然、緩衝林の話が出てくる。前回も、ここで緩衝林というのは違うのではないかと話題にしたと思うが、まだ残っているので修正したほうがよいのではないか。

幸丸部会長： 9ページ「(1)イノシシの捕獲目標と推定生息頭数の抑制」に「…計画終了年度の令和7年度には推定生息頭数を抑制することを目標とする」とあるのはどういうことか。

事務局： 捕獲頭数を徐々に増やしていく必要がある。推定生息頭数を抑制するには、5年間計画の最終年までに推定生息頭数を減少の方向へもっていきたいと考え、約12,200頭という目標設定を提案した。最終的にどの程度の推定生息頭数が妥当か、もっと少ない頭数でもよいのではないか、という点についてはもう少し議論を深める必要があると考えている。

幸丸部会長： 防護柵の設置は、希少野生植物が集中的に生育している場所からイノシシを排除するという点にも有効ではないか。重要な生育地を把握し、例えば県の自然環境保全地域に指定するというようなこともあり得るのではないか。

事務局： 今後、研究・検討していきたい。

江成委員： 計画策定に向けたスケジュールについて、今回提出された検討素案は特定鳥獣保護

管理検討委員会を経ていないと聞いているが、委員会で検討していないのに、今回環境審議会で審議するということはどうなのか。

事務局： 第2回特定鳥獣保護管理検討委員会は当初 11 月上旬の開催を予定していたが、イノシシについての本県における豚熱まん延防止対策の対応や、鳥インフルエンザが急激に全国各地で発生したことから、本県でも渡り鳥の渡来地一斉調査の対応に迫られたため、イノシシ管理計画の検討素案の作成が遅れ、特定鳥獣管理検討委員会の委員各位への意見聴取も遅れたことについては率直にお詫びしているところ。特定鳥獣管理検討委員会は文書会議形式として委員あて先週書面を送付し、1月4日をめどに意見を送ってもらうよう依頼している。このように審議会の資料の発送と特定鳥獣保護管理委員への意見聴取が同時並行とはなっているが、行っていないわけではないことを御理解いただきたい。

江成委員： どのように最終案にまとめるのか。

事務局： 特定鳥獣保護管理委員会については、現在第2回の文書会議を行っており、1月4日までに意見を提出してもらうことになっているので、その意見を取りまとめ、第3回特定鳥獣保護管理検討委員会の素案づくりの前に有識者に意見を聞く予定だ。これまで第1回、第2回と書面開催だったので、第3回特定鳥獣保護管理検討委員会は集合形式で1月下旬に開催したいと考えている。本日自然環境部会で出た意見についても、第3回特定鳥獣保護管理検討委員会の案づくりに活かしていく。そのうえで、本日の素案を修正したものでパブリックコメントを行う。その後、3月に文書会議形式での開催を予定している第3回環境審議会を確認していただきたい。

江成委員： 了解した。危惧していたのは、それぞれの会議が形骸化しないかということだ。きちんと委員の意見を拾いながら対応してもらいたい。

次に錯誤捕獲について聞きたい。錯誤捕獲が発生した場合、山形県で対応できるのは山形県在住の東氏と協力者である宮城県在住の宇野氏の2名のみと理解している。この2名が手に負いきれていない錯誤捕獲は、山形県としてどのように対応しているのか。

事務局： 本県ではこれまでイノシシやニホンジカがほとんど生息していなかったため、それほど問題になっていなかったが、指摘のとおり、近年徐々に錯誤捕獲が増え、クマでは1桁だった件数が2桁になってきている。クマの場合は人的被害のおそれもあるため、有害捕獲許可を出して対応していると聞いている。

江成委員： ある市町村では、クマの錯誤捕獲数がひとつの市町村で既に34頭になっている。どこの市町村かここでは明らかにしないが、複数の市町村でクマの錯誤捕獲が発生している。それらがクマの錯誤捕獲数として、現状は報告されていないことを山形県として把握しているのか。

事務局： ツキノワグマの有害捕獲許可のほとんどが市町村許可ではあるが、錯誤捕獲で捕獲する必要が生じた場合には協議してもらうことになっており、7月の時点で数10件だと把握している。

江成委員： トータル数10件では、自分の把握している数字よるはるかに少ないということ

議事録に記録して欲しい。県全体なら百件超あるのではないか。この錯誤捕獲をいきなりゼロすることは不可能なので言わないが、まず錯誤捕獲数の把握をすることが山形県として必要ではないか。

事務局：市町村から協議のあった件数については総合支庁で把握している。錯誤捕獲が発生し得る場所にはワナは仕掛けないという指導を徹底していきたい。また、箱ワナについても、脱出口のあるものの使用を引き続き強く推奨していきたい。

江成委員：箱ワナよりもくくりワナを見かける機会がはるかに多い。管理計画に活かすかどうかは別としても、クマの行動圏が広がる秋にはいったんくくりワナを停止して箱ワナに切り替えるなど、もう少し柔軟な対応を検討する必要があるのではないか。

豚熱について、実際にイノシシが死亡していたら、どのような対応になるのか。

事務局：死亡した野生イノシシが発見された場合、まず総合支庁の環境課を通じて家畜保健衛生課で簡易検査を行う。陽性の場合、国の指定機関で再検査し確定診断する。野生イノシシの豚熱感染が確認された後は、総合支庁家畜保健衛生課で発見場所の消毒、場合によっては通行制限等を行う場合もある。そのほか、狩猟者への注意喚起等は畜産振興課とみどり自然課で役割分担をして対応する。

江成委員：野生個体のイノシシであっても、山形県では畜産部局が扱うという理解でよいか。

事務局：山形県では豚熱対策のマニュアルを作成しており、野生イノシシの場合、家きんの豚の場合によって対応方法が決められている。野生イノシシの場合であっても、家畜保健衛生課が関与し、専門家による検査や消毒作業を行うことが定められている。

江成委員：豚熱は、結局登山者の靴底で広まっているのではないかという意見もある。山形県が百名山で登山を推進していくのであれば、その登山者の靴底の清掃もあわせて行う必要があるのではないか。

事務局：御指摘のとおり、イノシシの捕獲従事者だけではなく、林業従事者やレジャーで山へ入る方から靴底や衣服の消毒をしていただく必要がある。捕獲従事者向けへの周知チラシの配布はすでに行っているが、林業従事者や登山者へ向けても畜産振興課と連携して周知していく。

江成委員：了解した。

放射性物質の検査について、第一期イノシシ管理計画の際にも確認したが、山形県ではイノシシの放射性物質検査は行わないことを、継続するというのでよいか。

事務局：本県では放射性物質の影響が残っているということで、クマ肉の出荷制限を行っている。このような状況からジビエの取り扱いは慎重に進めており、そのうえで、イノシシ肉は流通の実態がないということで検査を行っていない。現在放射性物質検査を行っているのはクマ肉のみで、出荷制限一部解除となっているのは小国町のクマまつり等への出荷分のみとなっている。ほかのクマ肉には出荷制限がかかっているため、解除に向け、継続的にモニタリング調査を実施している。このモニタリングは毎年、山形県全体のモニタリング方針を決めた中で行っている。

江成委員：狩猟で捕獲したイノシシを知り合いの間で譲っている状況がある。これは意見だが、狩猟とはいえモニタリングを行っていないということは、県民に対しての安全性が確

保されていないのではないか。また、放射性物質を検査する必要があるのではないかと自分が主張するのは、捕獲個体の処分の問題があるからだ。捕獲個体の処分について、山形県としてどのように指導しているのか。

事務局： 自家消費分以外は、埋設処理を指導している。

江成委員： 自分が埋設している現場を多く回ってみると、農地のすぐ近くに穴を掘って大量のイノシシが投入されている。イノシシはクマと違い、放射性物質を集める性質があり、それは数 10 年経っても変わらないことが科学的にわかっている。つまり、農地の近くの穴に大量のイノシシが埋まっており、そこからおそらく放射性物質が出ていると思われるが、山形県としては計測していないのでわからない。それでは、農作物の安全性に影響があり危うく、安全が確保されているのか疑問に思う。

次に、市街地にイノシシが出没した場合は、山形県としてどのような体制で対応するのか。

事務局： クマの市街地出没に対応したマニュアルを整備しており、イノシシについてもそれに準じて対応する。

江成委員： イノシシとクマでは出没の仕方が異なっている。クマの市街地出没は多くても親子の 2 頭だが、イノシシはオス 1 頭の場合もあれば、メスと子どもの 7～8 頭の場合もある。イノシシが 7～8 頭で出没した際の対応について、具体的には、素案 18 ページ「管理の推進体制図」でその点について触れてはどうか。

次に、放棄果樹について、12 ページの (3) のイに「…放任果樹がある場合、全て収穫を行う、伐採するなど管理を徹底する必要がある」と記載されているが、それは誰もがわかっているが、実際にはできないでいる。その柿の所有者がわからない、もしくはわかっても伐採にお金がかかるのでできない、という現状があるので、そのような対策ができる仕組みを考えて欲しい。

次に、畑の掘り返しに関して多くの記載があるが、農家等の庭先の掘り返しへの対策についての記載がない。個人の庭に対してどのような対策があるのか記載していく必要があるのではないかと。

江成委員： 10 ページの「被害防除対策」で「ネット柵」という記載があるが、これはどんなものか。

事務局： 網のような柵だと考えている。

江成委員： 自分もわからず何かと思っていたが、イノシシはネットを破ってしまい効果がないと思うので、この記載は削除すべきではないか。

事務局： 削除したいと思います。

幸丸部会長： 錯誤捕獲について、くくりわなにかかると始末に困るだろう。専門家だけではとても対応できない状態だと思われるので、対応をお願いしたい。

幸丸部会長： 特定鳥獣保護管理検討委員会の問題については、説明のあったとおり現在の状況下では、順を追って開催することが難しいのは理解できる。これまでの意見や特定鳥獣保護管理検討委員会の意見をきちんと受け止めて、計画案に反映して欲しい。